



# 日本電波法および電気通信事業法 試験・認証サービスのご案内

## TとRのワンストップサービスを提供

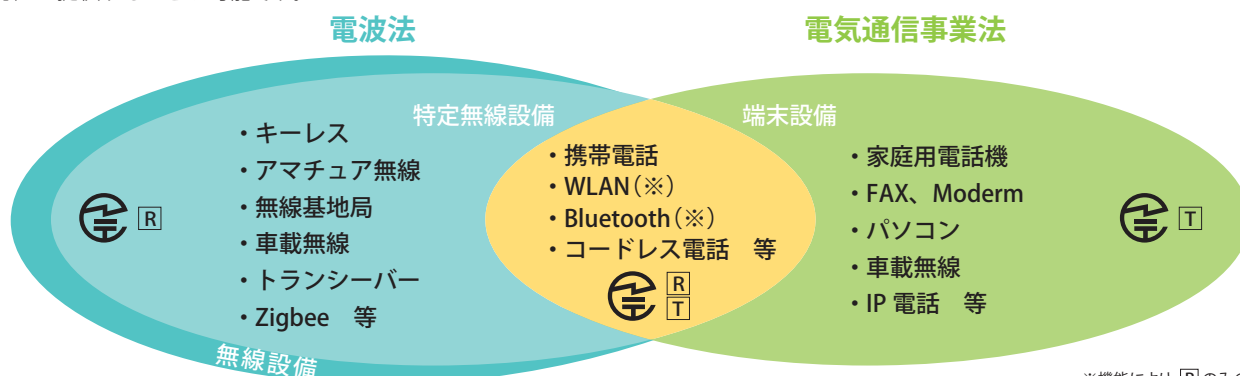
日本国内で販売・使用する無線機能搭載の製品（無線設備）は、日本電波法に適合することが要求されます。また、電話機、FAX、モデム等の端末機器を電気通信事業者のネットワーク（電気通信回線設備）に接続し使用する場合、電気通信事業法に基づく技術基準に適合していることを確認する必要があります。

UL Japanは、これらの適合性マークの製品試験及び認証業務を行っています。



## UL Japanの日本国内電波法および電気通信事業法 試験・認証サービス

UL Japanでは、日本電波法に基づく「工事設計認証」および電気通信事業法に基づく「技術基準設計認証」を一括で受付け、審査、試験、認証を提供することが可能です。



※機能により、Rのみの場合あり。

## 電波法認証、電気通信事業法認証の関係

## UL Japanのメリット

総務省から認可を受けた電波法の「登録証明機関」、電通法の「登録認定機関」

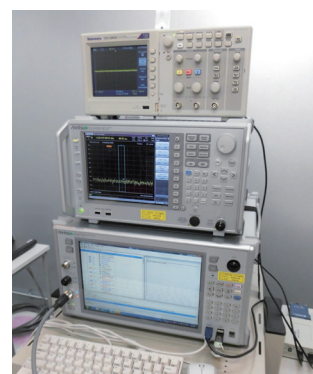
UL Japanは、平成17年3月28日付で、日本電波法に基づく「登録証明機関」として総務大臣の登録を受けました。その後も認定範囲を、特定無線設備の技術基準適合証明および工事設計認証業務まで拡大し、幅広い製品に対して認証サービスを提供しています。

更に、平成26年3月12日付けで電気通信事業法に基づく「登録認定機関」として総務大臣の登録を受けました。この登録を受けて、UL Japanは、平成26年4月1日より、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第4条第1号（通話の用に供する端末機器）及び第2号（前号以外の端末機器の技術基準適合認定および設計認証業務を開始しました。

### お客様のニーズに応じた柔軟かつ迅速なサービス

UL Japanでは、お客様のご要望に応えるべく、柔軟かつ迅速に以下の様なサービス展開をしています。

- ・ 夜間測定
- ・ 海外電波法への対応（申請代行、サポート、セミナー、調査業務など）
- ・ 通信事業者の受入試験

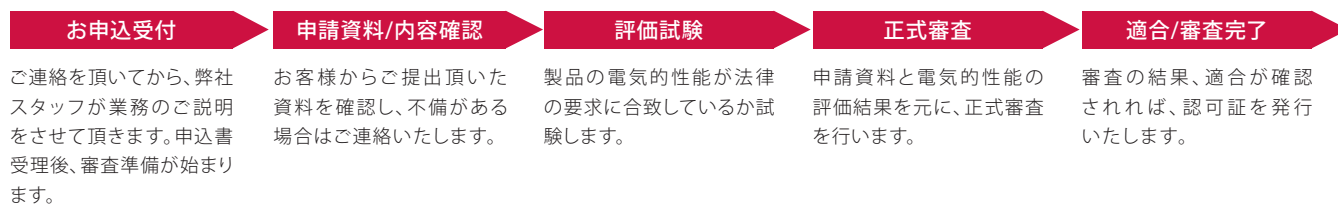




## 認証までのプロセス

お申込を頂いてから審査に向けての準備が始まります。

UL Japanではお客様の製品の審査が円滑に進むよう、資料作成支援スタッフが最後までサポートいたします。



## 特定無線設備と端末設備

日本国内で使用される無線設備の全てが電波法の対象となりますが、無線設備の登録には免許申請から開設まで、煩雑な手続きが必要です。特定無線設備は、その中でも小規模で、かつ総務省令により定められた無線設備を指していますが、通常の無線設備に比べ手続きが簡素化されています。特定無線設備は、技術基準適合証明や工事設計認証という審査方法により、電波法への適合が証明され、技適マークが貼られます。

特定無線設備は、WLAN製品や車のキーレス等、身の回りにある製品も多く、今後ますます増えて行くものと考えられます。また、こうした製品が、電気通信事業者のネットワークに接続し使用するケースでは、電気通信事業法への適合も必要となります。

## その他の電波法関連サービス

### R&TTE指令に対する適合性評価/証明

UL Japanは、日本国内電気通信事業法に基づく「登録認定機関」として総務大臣の登録を受けており、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第4条第1号（通話の用に供する端末機器）及び第2号（前号以外の端末機器）の技術基準適合認定・設計認証に関して、試験と認証を網羅したトータルサービスを提供いたします。

### 米国FCC/カナダICのTCB認可

UL JapanおよびUL Verification Servicesは、FCC（米国通信委員会）に代わって通信機器の適合性認可を発行するTCBとして認定されており、短納期で米国FCC/カナダIC認証取得が可能です。

### 各国無線規制に関するセミナーの提供

お客様のご要望に応じて、北米/欧州をはじめ各国で異なる規制や申請手順、お客様の該当製品の試験要求概要に関する個別セミナーを行っております。これまでの申請実績から、各国における申請時の要注意点なども含めて解説いたします。詳細はお問合せください。

## 問い合わせ先

[ul.com/jp](http://ul.com/jp)

株式会社UL Japan コンシューマーテクノロジー事業部

E-mail: [emc.jp@ul.com](mailto:emc.jp@ul.com) T: 0478-82-0963